

学校教育等における児童生徒等の原発の事故に係る放射性物質へのばく露の防止等に関する立法措置のイメージ

1. 目的

児童生徒等は放射性物質のばく露により健康上の影響を受けやすいことに鑑み、原発の事故により放出された放射性物質による学校等の施設における汚染の状況を監視し、これを除去し、その他児童生徒等が放射性物質にばく露することを最大限防止するための対策等を講ずることとする。

2. 国の責務

国は、児童生徒等の健康上の影響を防止するため、その被ばく放射線量を可能な限り低減させることが重要であることに鑑み、学校等において児童生徒等が原発事故により放出された放射性物質にばく露することを最大限防止するため中心的な役割を果たすとともに、その対策を的確かつ迅速に実施する責務を有する。

3. 放射性物質による汚染状況のモニタリング

文部科学大臣は、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校（中等教育学校、特別支援学校及び保育所等を含む。以下「学校等」という。）における放射性物質による汚染の状況について詳細にモニタリングするものとする。

4. 児童生徒等を放射性物質から守るための対策等

(1) 学校等においては、その施設の放射性物質による汚染状況等に応じて、以下の対策を講ずる。

- ① 学校施設等の除染
- ② 汚染された屋外運動場、水泳プール等の使用の制限
- ③ 非汚染地域におけるサマーキャンプの実施
- ④ 学校等におけるエアコンの設置 等

(2) (1)のほか、学校等においては、次の対策を講ずる。

- ① 学校等の給食における栄養を確保しつつ、食材の安全を確保するための措置
- ② 児童生徒等の被ばく放射線量の精密な測定その他健康診断の実施
- ③ 児童生徒等の心身に対する影響を防止するための特別の指導及び支援の体制の整備

5. 国の援助

国は、4の対策の実施のための財政上の措置、技術上の支援その他の支援を行う。

6. 施行期日

公布の日から施行する。

学校等における児童生徒等の原子力発電所の事故に係る放射線による被ばくの防止等に関する法律

(案)

目次

第一章 総則（第一条―第三条）

第二章 学校等の施設の汚染状況の監視等（第四条・第五条）

第三章 学校等の施設の汚染に係る措置（第六条―第九条）

第四章 児童生徒等の心身の健康の保護に係るその他の措置（第十条―第十二条）

第五章 国の援助（第十三条）

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、児童生徒等は放射線に被ばくすることにより健康に対する影響を受けやすいことに鑑み、児童生徒等が平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故

(以下単に「原子力発電所の事故」という。)に係る放射線に被ばくすることを最大限防止するため、学校等の施設の汚染状況の監視等を行い、その状況に応じて児童生徒等の心身の健康に対する影響を防止するための措置を講ずること等により、児童生徒等の心身の健康の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「学校等」とは、学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の幼稚部、小学部及び中学部をいう。第六条第一項及び第十二条において同じ。)及び保育所(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第三十九条第一項に規定する保育所をいう。第六条第一項及び第十二条において同じ。)をいう。

2 この法律において「児童生徒等」とは、学校に在学する者及び保育所に入所する者をいう。

3 この法律において「学校等の施設の汚染状況」とは、原子力発電所の事故に係る放射性物質(以下単に「放射性物質」という。)による学校等の施設(学校等において使用される水を含む。第七条において同じ。)の汚染の状況(学校等の施設における空間放射線量の状況を含む。)をいう。

(国の責務)

第三条 国は、放射線に被ばくすることによる児童生徒等の健康に対する影響を防止するためにはその被ばくする放射線の線量を可能な限り低減させることが重要であることに鑑み、学校等において児童生徒等が原子力発電所の事故に係る放射線に被ばくすることを最大限防止すること等により、児童生徒等の心身の健康の保護を図るための中心的な役割を果たすとともに、その対策が的確かつ迅速に実施されるよう必要な措置を講ずる責務を有する。

第二章 学校等の施設の汚染状況の監視等

(汚染状況の監視)

第四条 文部科学大臣は、学校等の施設の汚染状況を監視し、これを詳細に把握しなければならない。

(汚染状況の調査測定)

第五条 文部科学省令で定める地域を管轄する都道府県知事は、文部科学省令で定めるところにより、当該地域内の学校等の施設の汚染状況に関し、調査測定を実施しなければならない。

- 2 前項の地域を管轄する市町村長は、前項の調査測定の実施のため必要な協力を行うものとする。
- 3 都道府県知事は、第一項の調査測定の結果を、文部科学大臣に報告するとともに、公表しなければならない

ない。

4 文部科学大臣は、前項の報告があつたときは、厚生労働大臣に通知しなければならない。

第三章 学校等の施設の汚染に係る措置

(汚染影響防止措置の指針)

第六条 主務大臣（学校に係る事項については文部科学大臣、保育所に係る事項については厚生労働大臣をいう。以下同じ。）は、この法律の施行後速やかに、学校等の施設の汚染状況に応じて児童生徒等の心身の健康に対する影響を防止するための措置（以下「汚染影響防止措置」という。）に関する指針（以下「指針」という。）を定めるものとする。

2 指針においては、次の事項について定めるものとする。

一 学校等の設置者が汚染影響防止措置をとる必要があるかどうかの判断の基準に関する事項

二 汚染影響防止措置の内容に関する事項

三 その他汚染影響防止措置に関する事項

3 指針は、学校等において児童生徒等が被ばくする放射線の一年間についての線量が実効線量につき一ミ

リシーベルトを超えないことが早期に達成されることを目標として定めなければならない。

4 主務大臣は、指針を定めようとするときは、原子力安全委員会の意見を聴くことができる。

5 主務大臣は、指針を定めたときは、直ちにこれを公表しなければならない。

6 前二項の規定は、指針の変更について準用する。

(学校等の施設の汚染の除去)

第七条 学校等の設置者は、指針に即し、学校等の施設の汚染状況に応じて、放射性物質により汚染された運動場の表土の除去その他の学校等の施設の放射性物質による汚染の除去のための措置を講ずるものとする。

(学校等の施設の使用の制限等)

第八条 学校等の設置者は、指針に即し、学校等の施設の汚染状況に応じて、運動場、水泳プールその他の施設の使用を制限する措置を講ずるものとする。

2 学校等の設置者は、指針に即し、窓を閉鎖した屋内において学習等を行う場合における児童生徒等の健康の保護を図るため、エアコンディショナーの設置その他の措置を講ずるものとする。

(その他の汚染影響防止措置)

第九条 学校等の設置者は、前二条に定めるもののほか、指針に即して、汚染影響防止措置を講ずるものとする。

第四章 児童生徒等の心身の健康の保護に係るその他の措置

(被ばく放射線量の測定等)

第十条 放射性物質による汚染の状況に応じて主務省令（主務大臣の発する命令をいう。以下同じ。）で定める地域（以下「指定地域」という。）に所在する学校等においては、当該指定地域の放射性物質による汚染の状況に応じて六月を超えない範囲内で主務省令で定める期間ごとに、主務省令で定めるところにより、児童生徒等が被ばくした放射線の線量の精密な測定その他健康診断を行うものとする。

2 指定地域に所在する学校等においては、当該指定地域の放射性物質による汚染の状況に応じて主務省令で定めるところにより、児童生徒等に対し、携帯型の被ばくした放射線の線量の測定器を配布するものとする。

3 指定地域に所在する学校等においては、第一項の測定その他健康診断の結果及び前項の測定器により測

定した結果を記録し、保存するものとする。

4 前三項に定めるもののほか、指定地域に所在する学校等においては、関係機関と連携して、児童生徒等に対し、その心身の健康を回復させるための医学的又は心理学的な指導その他の児童生徒等の心身の健康の管理に関する必要な支援を行うものとする。

5 国は、指定地域に所在する学校等に原子力発電所の事故が発生した時において在学し、又は入所していた児童生徒等が避難をしたこと等により指定地域に所在する学校等において第一項、第三項及び前項の措置を受けることができない場合についても、同様の措置が講ぜられるよう必要な措置を講ずるものとする。

(滞在型学習等の機会の確保)

第十一条 国は、指定地域に所在する学校等の児童生徒等（前条第五項の児童生徒等を含む。）が放射性物質により汚染されていない地域に滞在して行う学習等の活動の機会を確保するため、必要な措置を講ずるものとする。

(給食における安全の確保等)

第十二条 給食（学校における給食及び保育所における食事の提供をいう。以下この条において同じ。）を

実施する学校等の設置者は、適切な栄養の摂取を確保しつつ、放射性物質による児童生徒等の健康に対する影響を防止するため主務省令で定める基準に適合する食品を使用した給食を実施するための措置を講ずるものとする。

第五章 国の援助

第十三条 国は、第五条第一項の調査測定を行う都道府県知事（同条第二項の規定による協力を行う市町村長を含む。）に対し、専門的知識を有する職員の派遣、必要な資材又は機材の調達その他の当該調査測定に必要な援助を行うものとする。

2 国は、汚染影響防止措置並びに第十条第一項から第四項まで及び前条の措置が的確に実施されるよう必要な財政上又は技術上の援助その他の援助を行うものとする。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（施行前の措置に係る財政援助）

2 国は、この法律の施行前に行われた第五条第一項の調査測定、汚染影響防止措置、第十条第一項から第四項までの措置、同条第五項に規定する同様の措置、第十一条に規定する活動に係る措置及び第十二条の措置に相当する措置についても、必要な財政上の援助を行うものとする。

理由

児童生徒等は放射線に被ばくすることにより健康に対する影響を受けやすいことに鑑み、児童生徒等が原子力発電所の事故に係る放射線に被ばくすることを最大限防止するため、学校等の施設の汚染状況の監視等を行い、その状況に応じて児童生徒等の心身の健康に対する影響を防止するための措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律の施行に伴い必要となる経費

この法律の施行に伴い必要となる経費は、

円の見込みである。